

全ての児童にとって魅力あるより良い学校、安心して学べる環境づくりに努める。

子どもを取り巻く環境によっては、どの児童にも登校できない状態が起こり得るものとして、個々の状況に応じた支援を SSW 等の専門家や関係諸機関と連携して行う。

児童の意思を尊重し、児童の最善の利益を最優先に支援を行う。

SSW…スクール・ソーシャルワーカー
SC…スクールカウンセラー

学校対応

連携対応

ステップ1 欠席連絡がない・欠席理由が分からぬ場合、または月間の断続的欠席が3～5日

担任による電話連絡を行います

- 欠席理由の確認
- 医療機関への受診の有無について
- 次の登校時の連絡などを行います
- ※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認することもあります

学級・学年・教科など、校内での情報共通を行います

- ①学級での様子
- ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④見立て、支援の必要性

SSW を含めた定期的な
校内対策委員会で検討

ステップ2 連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が6～9日

担任による家庭訪問を行います

- 児童の表情・様子 児童へのかかわり
- 児童の生活リズム 欠席理由等の保護者の見立て
- 児童の友人関係 登校への意欲レベル
- 家庭での児童の過ごし方などについて、おはなしを伺います

生徒指導・学年・委員会・SC・SSWとの連携を行います

- ①家庭環境
- ②学校での様子
- ③学習状況
- ④過去の欠席状況
- ⑤支援を要する場合の対応

ケース会議

情報共有した内容は、学校全体で共有します。

ステップ3 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）

① 学校とのつながりを切らない努力をします

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、家庭訪問を実施します
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談します

② 保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認（タブレットの活用等）
- ・SC、SSW 等専門家の相談窓口の紹介
- ・校内教育支援ルームの登校支援

※個別対応が行えるよう、校内体制の確保に努めます

学校外の組織との連携

① 教育支援センター「ルポ」

- ・学校を通さず直接家庭からの申込もできますが、登室状況はセンターと学校で情報共有を行い、子どもの支援を行います

枚方市教育文化センター別館 1F (TEL: 050-7102-3154)

- ・登室・訪問指導

② 院内学級

③ フリースクールなど

④ その他必要に応じてつなぐ関係機関

- ・医療・診療内科（発達の課題）・少年サポートセンター（非行）など

- 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）が続き、ご家庭との連絡が取れない状態、または家庭と連絡が取れても子どもにアプローチができない状態が続く場合には、児童の安全を最優先に対応します。また、児童虐待防止法に基づき、公的関係機関への通知や通告をします。

※通告義務…児童福祉法第25条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。

- 学校が連携する関係機関として主に以下のものがあげられます。

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	まるっとこどもセンター
非行	少年サポートセンター・スクールソポーター

- 学校対応について保護者の方から過度な要求があった場合、枚方市教育委員会を通してスクールロイヤー（学校弁護士）に相談することもあります。
- 児童のおかれている状況は多様であり、本方針とは異なる個別の対応を行う場合もあります。